

亀山市歴史博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第7号

亀山市歴史博物館条例の一部を改正する条例

亀山市歴史博物館条例（平成17年亀山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与し、新たな地域文化を創造するため、亀山市歴史博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、<u>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき</u>、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与し、新たな地域文化を創造するため、亀山市歴史博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。